

第4回

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 「減災のための目標及び取組について」

水防災意識社会再構築ビジョン

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市
榛東村、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
東吾妻町、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
群馬県

平成31年2月19日

1. 減災のための目標

◆減災のための「目標」と「取組方針」の対象

項 目	減災のための目標と取組方針の対象
対 象 河 川	洪水予報河川・水位周知河川を含む県管理河川すべて
水害等リスク情報	洪水浸水想定区域(洪水予報河川・水位周知河川) 水害リスク想定マップ 土砂災害警戒区域

◆減災のための目標と取組方針

県管理河川等で発生し得る大規模水害に対し、

「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」、「地域社会機能の継続性確保」
を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進
- ・重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。

2. 減災に係る課題と取組

◆課題

避難計画、重要施設の管理者との連携等に関する事項

1. 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。
2. 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
3. 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難経路における危険箇所の確認が必要となる。
4. 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。
5. 洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。
6. 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。

水防に関する事項

7. 管轄する区域について、浸水想定区域が広範囲となる水防団がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。
8. 大規模水害の際には、水防資機材が不足する懸念がある。

排水に関する事項

9. 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

河川管理施設の整備に関する事項

10. 堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間では、水害の発生に対するリスクが高く、整備を必要とする。
11. 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

◆取組

- 取組1 迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を強化**
 - ①県、市町村は、水害ホットラインを構築する。
 - ②県、市町村は、水害対応タイムラインを作成する。
- 取組2 流域住民への迅速な情報提供を促進**
 - ①県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。
 - ②県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。
 - ③県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。
- 取組3 水害リスク情報を踏まえた防災計画等の点検、見直し**
 - ①市町村は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。
 - ②①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。
 - ③県、市町村は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。
 - ④市町村は、上記区域内について避難経路の点検を行う。県は、県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。
- 取組4 要配慮者利用施設等の支援**
 - ①市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。
 - ②県、市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成等に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。
 - ③市町村は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。
- 取組5 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し**
 - ①市町村にて、水害ハザードマップの見直しを行う。
- 取組6 防災情報の理解促進**
 - ①県、市町村は、小中学校等における水災害教育を実施する。
 - ②県、市町村は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。
- 取組7 実効的な水防活動体制の強化**
 - ①市町村は、水防団の機動的な対応を計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。
 - ②県、市町村、水防団は、関係機関と連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。
 - ③県、市町村、水防団は、地域住民と重要水防箇所等の合同点検を実施する。
 - ④県、市町村は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。
- 取組8 水防資機材の確保**
 - ①市町村、県にて、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。
- 取組9 排水への備え**
 - ①県、市町村は、排水ポンプ車を有する関係機関と、浸水継続時間等に関する情報を共有する。
 - ②市町村は、排水ポンプ出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。
- 取組10 河川整備の実施**
 - ①県は、河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させる対策（堤防整備等）を行う。
- 取組11 危機管理型ハード対策の実施**
 - ①県は、危機管理型ハード対策として、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。

◆実施中の取組（水害ホットライン）

〔課題1〕急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組1 目標とする時期 ①平成30年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取組を検討する。

①県、市町村は、水害ホットラインを構築する。



水害ホットラインのイメージ

「水防災害意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/> を加工して作成

◎水害ホットラインに関する取り決め

市町村長等と土木事務所長の間で

- ① 甚大な被害が想定される河川(洪水予報河川、水位周知河川)で氾濫危険水位に達する段階
- ② 河川で溢水、越水、破堤が生じた場合
- ③ ダムの非常用洪水吐から越流が予想される場合
- ④ 土砂災害警戒情報が発表された段階
- ⑤ 特別警報が発表された段階
- ⑥ その他双方が必要があると認められるとき

について、地域の実情に応じた事象を設定し双方向で情報伝達する。

- ・平成30年5月までに35市町村と各土木事務所との間で構築完了
- ・平成30年ホットライン実績 17回

◆実施中の取組（タイムラインの作成）

〔課題1〕 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域市民・隣接市町村への情報提供・伝達が必要とされる。

◆実施する取組1 目標とする時期 ②平成33年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取組を検討する。

②市町村と県にて、水害対応タイムラインを作成する。

	国土交通省	誰が	交通サービス	市町村	住民
台風発生	○台風予報	体制の早期構築	運行停止の可能性を早めに周知	避難の可能性を早めに周知	
台風上陸の可能性	○台風に関する記者会見	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○交通サービス運行停止予告 ○運行停止手順の確認・公表	○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
災害発生の危険性	早期復旧・再開が可能となるように施設保全・待避	○リエゾンの派遣	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示 ○避難者の誘導・受入	○早期に避難を開始
いつ	○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性） ○大雨・洪水等警報 ○氾濫警戒情報	○所管施設の巡視	何をするか		
台風接近	○大雨・暴風・高潮等特別警報				○台風に上陸前に避難を完了
台風上陸	○氾濫危険情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達		○避難勧告・指示	○屋内安全確保
	○氾濫発生情報	○TEC-FORCE活動（道路啓開等） ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○支援の要請	

・県管理河川の洪水浸水想定区域がある17市町でタイムラインの作成に着手
・平成31年出水期までに試行運用を開始予定

水害対応タイムラインのイメージ

出典：「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」(国土交通省)
(http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf)

◆実施中の取組（河川監視体制の強化）

〔課題1〕急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域市民・隣接市町村への情報提供・伝達が必要とされる。

◆実施する取組2 目標とする時期 ②平成31年度

流域住民への迅速な情報提供を促進するため、下記の取組を実施する。

②県は、河川監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。

河川監視カメラ公開箇所

河川名	カメラ局	設置場所
1 利根川	県庁裏	県庁裏(前橋市)
2 利根川	大正橋	大正橋下流付近(渋川市)
3 利根川	上福島	福島橋付近(佐波郡玉村町)
4 利根川	月夜野橋	徒渡橋付近(みなかみ町)
5 谷田川	藤ノ木橋	藤の木橋上流付近(邑楽郡板倉町)
6 桐生川	上久方	観音橋上流付近(桐生市)
7 石田川	牛沢	牛沢橋下流付近(太田市)
8 石田川	下田島	新宝橋下流付近(太田市)
9 蛇川	細谷	新橋上流付近(太田市)
10 早川	前島	前島橋上流付近(太田市)
11 早川	徳川橋	徳川橋上流付近(太田市)
12 広瀬川	三光	永久橋上流付近(伊勢崎市)
13 蕪川	松原橋	松原橋下流付近(伊勢崎市)
14 蕪川	堀口	伊勢崎市立第二中学校付近(伊勢崎市)
15 粕川	下武士	武士橋上流付近(伊勢崎市)
16 粕川	八幡	八幡大橋下流付近(伊勢崎市)
17 粕川	境保泉	保泉橋下流付近(伊勢崎市)
18 荒砥川	大胡	大川橋上流付近(前橋市)
19 荒砥川	下増田	奥原橋下流付近(前橋市)
20 桃ノ木川	上泉	天神橋上流付近(前橋市)
21 桃ノ木川	箕井	箕井大橋下流付近(前橋市)
22 赤城白川	細井	細井新橋上流付近(前橋市)
23 烏川	烏川	環状大橋下流付近(高崎市)
24 烏川	上里見	東京電力里見発電所付近(高崎市)
25 井野川	井野	井野川橋下流付近(高崎市)
26 井野川	元島名	高崎東高校上流付近(高崎市)
27 鏡川	岩崎	岩崎橋下流付近(高崎市)
28 鏡川	七日市	桐淵橋上流付近(富岡市)
29 鏡川	東部大橋	東部大橋下流付近(甘楽郡下仁田町)
30 鮎川	鮎川	多野橋下流付近(藤岡市)
31 高田川	下高田	妙義東部公民館付近(富岡市)
32 高田川	中瀬橋	中瀬橋下流付近(富岡市)
33 碓氷川	板鼻	湯の入橋上流付近(安中市)
34 榛名白川	西新波	新波橋上流付近(高崎市)



洪水監視カメラ・水位雨量情報システム（群馬県）

- ・主要19河川の34箇所について、平成30年6月1日までに公開完了
- ・新たに、県内50箇所程度に追加設置予定の河川監視カメラ配置計画を地域部会において精査中

◆実施中の取組（河川監視体制の強化）

〔課題1〕急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域市民・隣接市町村への情報提供・伝達が必要とされる。

◆実施する取組2 目標とする時期 平成32年度

流域住民への迅速な情報提供を促進するため、下記の取組を追加する。

③県は、危機管理型水位計を整備し、インターネットでの一般公開を行う。

【設置イメージ】



危機管理型水位計（橋梁添架） 超音波式

一級河川石田川（太田市）

【従来型との違い】

（従来型）

平常時及び洪水時(常時)において観測毎に報告

（危機管理型）

・洪水時のみ稼働。設定した観測水位到達毎に報告

・洪水時の警報、避難判断に特化した水位計

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（無給電で5年以上稼働）
- 省スペース(小型化)（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（機器設置費用は、100万円/台以下）
- 維持管理コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術とあわせ通信コストを縮減）

全体計画 264箇所（地域部会で配置計画の精査を実施）

平成31年出水期までに、県内127箇所で運用開始予定

◆実施中の取組（要配慮者利用施設避難確保計画の作成）

〔課題5〕洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

◆実施する取組4 目標とする時期 ②平成33年度

洪水浸水想定区域において、影響があると見込まれる要配慮者施設について、市町村地域防災計画に位置づけるとともに、施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。また、避難行動要支援者についても、避難支援を行う。

- ①市町村は、要配慮者利用施設を確認し、市町村地域防災計画に位置づける。
- ②県、市町村は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。



出典：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット（国土交通省）
<http://www.mlit.go.jp/common/001189350.pdf>

避難確保計画の作成に取り組むモデル施設を選定し、「避難確保計画の手引き」を活用した、計画作成の支援を行う。

◆進め方

- 対象施設の選定
- 支援業務発注（群馬県）
- モデル施設・市町村関係部局・土木事務所が協働して避難確保計画を作成
- 他の施設への展開



◆防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の概要 国土交通省

1. 基本的な考え方

- 本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日)のほか、既往点検の結果等を踏まえ、
- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
 - ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持
- の観点から、特に緊急に実施すべきソフト・ハード対策について、3年間で集中的に実施するもの。
- 国土交通省では、緊急点検結果を踏まえた対策62項目及び既往点検結果を踏まえた対策等5項目合計67項目について緊急対策を実施する。

2. 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(国土交通省関係)の概要

伐採前



伐採後



河道掘削・樹木伐採(河川)

緊急点検結果を踏まえた対策(62項目)



法面对策(道路)

止水扉の設置



電源設備等の浸水対策(空港)

橋梁(橋脚)の補強例



石やブロックを設置し、河床を補強

橋脚

河川橋梁の橋脚基礎部分の補強(鉄道)

+

既往点検結果を踏まえた対策等(5項目)

3. 本対策の期間と達成目標

- 期間: 2018年度～2020年度の3年間
- 達成目標: 防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、対策を完了(概成)または大幅に進捗させる。